広報しんじゅく

平成19年(2007年)
1・25
第1840号
(毎月5・15・25日発行)
発行 新宿区　編集 区政情報課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1　☎(3209)1111　ホームページ HP http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/

今号の主な内容

2面 自転車駐輪場等の定期利用者を募集
3面 落合三世代交流事業の発表会
4面 4月・5月の区民保養施設
6面 ウエストサイズをダウンして健康アップを目指そう

確定申告は期間内に済ませましょう

所得税・贈与税の相談、受け付けは2月16日(金)～3月15日(木)

確定申告書の提出期限が近づくと、税務署の窓口は大変混雑します。申告は早めに済ませましょう。

確定申告をしなければならない方

サラリーマン（給与所得者）の方でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

①給与の年収が2千万円を超える方、②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方、③給与を2か所以上から受け、年末調整を受けていない方、④日本国外で給与等の支給を受けているなどで、給与を受ける際に日本の所得税を源泉徴収されないことになっている方

確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

①マイホームを住宅ローンなどで取得した、②多額の医療費を支払った、③災害や盗難に遭った、④年の途中で退職し、再就職していない

※サラリーマンの方の還付申告は受け付け中です。

申告書はご自分で作成を

税務署の「申告書作成会場」では、申告書の記載方法のアドバイスを行っています。

インターネットでも申告書が作成できます

国税庁ホームページ（HP http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で作成・印刷した申告書は税務署に提出することができます。株式等を売却した方も利用できます。

国税電子申告・納税システム（e－Tax）をご利用ください

自宅・オフィス・税理士事務所からインターネットで確定申告や国税に関する各種手続きができます。詳しくは、e－Taxホームページ（HP http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。また、ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。

※e－Taxをご利用の際は、利用開始の手続きが必要です。18年分の確定申告に利用する場合は、2月23日(金)までに手続きをしてください。

2月18日(日)・25日(日)も申告書を受け付けます

四谷・新宿税務署では、所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

※このほかの土・日曜日、祝日等は執務を行いませんので、ご注意ください。

税理士会の無料申告相談

【日時・会場】左上表のとおり。時間は午前9時30分～12時、午後1時～4時（土・日曜日を除く）

【主催】東京税理士会四谷支部・新宿支部

贈与税の申告と納税

平成18年中に、「個人」から贈与を受けた不動産（借地権を含む）・現金・株式などの財産の価額の合計額が110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

消費税・地方消費税の申告と納税期限

個人事業者の方の申告と納税期限は4月2日(月)です。

平成18年分の申告書を提出しなければならない方は、①16年分の課税売上高が1千万円を超える方、②課税事業者を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

問合せ

所得税・贈与税・消費税等…**四谷税務署**（三栄町24）☎（3359）4451・**新宿税務署**（北新宿1―19―3）☎（3362）7151、個人事業税…**新宿都税事務所**（西新宿7―5―8）☎（3369）7151、住民税…**区税務課課税第一・第二係**（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

税理士会の無料申告相談

四谷税務署管内

期日	会場
①1月29日(月)（牛込箪笥地域センターのみ）、②30日(火)（若松地域センターのみ）、③2月1日(木)～5日(月)（四谷地域センターを除く） ※①～③は、主に年金受給者の方が対象です。 ④2月16日(金)～22日(木)、3月1日(木)～7日(水)	四谷地域センター（内藤町87） 牛込箪笥地域センター（箪笥町15） 榎町地域センター（早稲田町85） 若松地域センター（若松町12―6）
2月16日(金)～3月15日(木)	東京税理士会四谷支部（三栄町8）

新宿税務署管内

期日	会場
2月1日(木)・2日(金)…主に年金受給者の方が対象	落合社会教育会館（中落合4―25―19）
①2月5日(月)・6日(火)…主に年金受給者の方が対象 ②2月16日(金)～23日(金)	大久保地域センター（大久保2―12―7）
①2月7日(水)～9日(金)…主に年金受給者の方が対象 ②2月21日(水)～2月28日(水)	落合第一地域センター（下落合4―6―7）
①2月13日(火)～15日(木)…主に年金受給者の方が対象 ②2月27日(火)～3月5日(月)	新宿消費生活センター（高田馬場4―10―2）
2月16日(金)～23日(金)	角筈地域センター（西新宿4―33―7）
2月16日(金)～27日(火)	落合第二特別出張所（中落合4―13―7）
2月26日(月)～3月8日(木)	区役所第1分庁舎1階ロビー（歌舞伎町1―5―1）

※昨年確定申告をしている方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。なお、各会場とも午前中は混雑します。また、譲渡所得のある方や税理士に依頼している方はご遠慮ください。
※相談は、土・日曜日は行いません。また、各会場とも、車での来場はご遠慮ください。

住民税の申告書を送ります

18年に住民税の申告をした方には、2月2日(金)に19年度の申告書を送ります。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

【受付日時】2月5日(月)～3月15日(木)（土・日曜日、休日を除く）、午前8時30分～午後5時

※2月5日(月)～9日(金)・13日(火)は受付窓口を増設します。

※初日の2月5日(月)と最終日の3月15日(木)は混雑します。ご理解ください。

【受付窓口・問合せ】区税務課課税第一係・第二係（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

税源移譲により住民税が変わります

●地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」に基づく税源移譲を実施

この税源移譲により、ほとんどの方は住民税が増え、所得税が減ることになりますが、税負担（住民税＋所得税）は基本的には変わりません。

※住民税は平成19年6月分から、所得税は源泉徴収の方は19年1月分から、確定申告の方は20年3月確定申告分からそれぞれの税額が変わります。

平成19年度から定率減税が廃止

景気対策のために税負担の軽減措置として導入されていた所得税および住民税の定率減税が、最近の経済状況等を踏まえて、平成19年（度）に廃止されます。

税源移譲による納税者の税負担は、基本的には変わりませんが、定率減税の廃止により税負担が増えます。

65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日現在65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度までは住民税非課税でしたが、18年度から非課税措置が廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するために経過措置がとられています。

【問合せ】区税務課課税第一係・第二係（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

特別区民税・都民税

●第4期分の納期限は1月31日(水)

普通徴収の18年度第4期分の納期限は1月31日(水)です。納期限までに納付がないと、延滞金が加算される場合があります。

【納付場所】銀行等の金融機関・郵便局（納期限後1か月以内まで取り扱い。郵便局は、東京都・山梨県・関東各県のみ）・区税務課・特別出張所

【問合せ】区税務課収納管理係（本庁舎6階）☎（5273）4139へ。